

有機養蜂及び産物加工

基準文書

株式会社オーガニック認定機構

目次

第1章 有機養蜂及び産物加工 規格書

第2章 規格認証基準文書

附属書A

附属書B

制定日	令和2年4月29日
改定日	令和6年5月15日
版数	Ver.4.1

第1章 有機養蜂及び産物加工 規格書

0 一般原則

- 0.1 有機養蜂は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与することおよび抗生物質などの動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的および行動学的要求に配慮して飼養することまたはこれらのミツバチから生産することとする。
- 0.2 有機養蜂産物食品は、原材料である有機養蜂産物の有する特性を製造または加工の過程において保持することを旨とし、物理的または生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物および薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。
- 0.3 当該規格書10以降の施設においては、その工程の管理を行うのに支障のない広さ、明るさおよび構造であり、適切に清掃されていること。
- 0.4 有機養蜂および産物加工は、この基準に従って管理されなければならない。

1 特定の生産要件

- 1.1 養蜂振興法(昭和三十年法律第百八十号)の蜜蜂の飼育の届け出をしなければならない。
- 1.2 事業者は、当規格に従い養蜂、受入れ、加工の有機生産計画を作成しなければならない。
- 1.3 有機生産計画は、毎年更新され、計画または有機管理システムの変更、およびその問題に対処する措置が行われなければならない。
- 1.4 有機養蜂および産物加工において、有機養蜂計画並びに3以降の管理または実施について、文書化した情報として、維持しなければならない。
- 1.5 事業者は、ミツバチの蜜源、生産方法、ミツバチの食料、疾病および害虫の防除、繁殖およびその他のコロニー管理に関する事項を記載した、有機生産計画を作成しなければならない。有機生産計画には作物管理の方法なども記載しなければならない。
- 1.6 ミツバチは、健康で病害抵抗性を有する種を選択し、適切な補助給餌(貯蜜不足を補って餓死を防ぐ)および奨励給餌(蜂群に活気を促し、女王蜂に刺激を与える)の飼料の入手および良好な養蜂場管理を行わなければならない。
- 1.7 野生地域にミツバチを置く場合には、在来昆虫の個体数への影響を考慮しなければならない。
- 1.8 日本ミツバチの養蜂は、規格の除外項目があっても、有機性が確保されていれば認める。

2 記録の保持と識別管理

- 2.1 事業者は、養蜂・抽出または/および加工・充填・包装・出荷までの工程が、有機性を維持していることを実証する情報を保持しなければならない。
- 2.2 養蜂・抽出または/および加工・充填・包装・出荷までの記録を5年間保持しなければならない。
- 2.3 次の情報の記録はトレーサビリティが可能でなければならない。
 - a) 採取場所、採取蜜の性質および数量など
 - b) 受け入れた採取蜜および産物加工品の性質、数量など(購入品は、併せて有機証明書類を入手)
 - c) 産物加工で添加物や加工助剤を使用する場合は、その性質および配合率(2.8 参照)
 - d) 別表1、2、3、4、5、6に列記する消毒剤、殺菌剤、病虫害防除用資材の使用状況および検証のための情報
 - e) 病虫害防除用資材(動物用医薬品など)が、法令の定め/あるいは監督官庁の指導により使用される場合は、薬剤の名称、使用時期、使用量、休薬期間の情報など(9.1d 参照)

3 転換期間・導入ミツバチ

- 3.1 既存ミツバチおよびコロニーの転換期間は、12ヶ月間とする。
- a) 転換後の有機管理されたコロニーから分蜂されたものは、分蜂した日から有機とする。
 - b) 有機管理開始前および転換期間中に生産された製品は、全て非有機とする。
- 3.2 コロニーや巣箱は、有機を非有機的管理システムの間で循環させてはならない。
- 3.3 野生ミツバチのコロニーを捕獲して養蜂に使用する場合の転換期間は、3ヶ月とする。巣箱の交換は、運営中または他の有機養蜂場から得たものでなければならない。
- a) 既に有機管理下にあるコロニーや巣箱に、市販のミツバチを新たに導入することを認める。ただし、そのコロニーや巣箱は、その有機事業者によって設置されるか、または他の有機養蜂場から得たものとする。

4 巣箱の場所

- 4.1 巣箱の設置場所およびミツバチの活動範囲に、重大な汚染リスクが無い地域を選択すること。(活動範囲は、西洋ミツバチで半径3km程度、日本ミツバチで500m~2kmとされている。)
- a) 蜜源となる山花の種類、開花時期、採取可能量などを事前に確認する。
 - b) 使用禁止資材による汚染地域や、河川の汚染あるいは汚泥地域を避ける。
- 4.2 ミツバチが移動する可能性を制限するような自然の障害(例えば、森や丘、水路など)と豊富な有機飼料が近隣にある場合は、活動範囲を減らすことができる。
- 4.3 養蜂場の土壌に消毒が必要な場合は、別表3の資材が使用できる。

5 飼料と給餌

- 5.1 ミツバチ成虫の主要な餌は、有機蜜と花粉である。
- 5.2 コロニー内では、休眠期を生き延びるための、十分な餌の備蓄および餌の供給を維持すること。
- 5.3 以下の場合、一時的にコロニーへの給餌が許される。
- a) 突発的な事故などで、事前に計画していた蜜源を得られない場合。
 - b) 人工飼料を与えないとコロニーの維持が困難になる場合。
- 5.4 給餌は、最後のハチミツ収穫から次の採蜜開始30日前の間にのみ行うことができる。
- 5.5 飼料を給餌する場合は、有機ハチミツ、有機砂糖などを使用しなければならない。
- a) 有機ハチミツまたは有機砂糖でコロニーを手当てすることができない場合は、非有機のハチミツ、砂糖などを使用することができる。
 - b) 花が途切れ、幼虫を育てるためのタンパク源(飼料)が入手できない場合は、合成添加物をはじめとする使用禁止物質が使用されていないもので代用することができる。

6 コロニーの管理

- 6.1 巣箱やコロニーは、気象条件および時期に応じて、適当な間隔で監視しなければならない。
- 6.2 女王蜂の羽根切りは禁止する。
- 6.3 ミツバチを麻布などの煙や霧吹き、振動、ブラッシングおよび強制送風機を用いて巣箱から取り除くことは認める。
- 6.4 燻煙機に合成物質を使用することは禁止する。また、収穫時に意図的に蜂を殺傷してはならない。

7 巣箱構築

- 7.1 巣箱は、基本的に環境または養蜂製品を汚染する恐れのない天然素材で作られること。木材防腐剤、禁止物質および放射線照射を使用した木材は認められない。
- 7.2 巣箱の外を塗装する場合は非鉛系塗料で塗装する。
- 7.3 巣礎に使用する巣枠は3年で交換することを推奨する。
- 7.4 有機蜜蝋(巣を構成する蝋を精製した分泌物で油脂状の物質)に浸した場合、プラスチックの土台(巣礎)の使用を認める。
- 7.5 蜂の巣の基礎は養蜂中の蜜蝋から、また市販されているものは、他の有機生産物から得なければならない。

7.6 既存巣箱の利用は、有機管理開始の12ヶ月前から禁止資材を使用していないこと。使用していないことが明らかであれば、巣礎の交換はしなくてもよい。

8 巣箱構築

8.1 流行性の疾病および害虫に抵抗性のある蜂群の選択を含め、予防的活動を確立し、維持しなければならない。

8.2 丈夫で健康なコロニーを促進するための管理方法として、必要に応じて女王蜂を更新する。適切な巣密度の維持、コロニーの組織的な検査を実施し、病気のコロニーは隔離すること。

9 疾病と害虫の制御

9.1 事業者は、ミツバチの生活行動や病気(細菌、微生物、寄生ダニ、その他の害虫)の知識を有し、コロニーの健康状態を維持するために努めること。

a) 巣箱基底部の清掃を重点的に行い、衛生的であること。

b) 疾病や寄生虫に対する抵抗性を有する女王蜂を選択し繁殖させること。

c) 病虫害は、8の健康管理および9.1の管理方法または改良された設備によって予防しなければならない。

d) 予防的な動物用医薬品の使用は認めない。ただし、害虫、寄生虫および病害には、別表2、3、4、5、6を使用することができる。使用後、休薬期間の定められているものは、休薬期間を2倍以上とし、使用記録が保持されていること。

e) 養蜂場内が別表4の薬剤で汚染されないように、治療前に巣箱を採餌場所から取り除くこと。薬剤で処理された巣箱は隔離し、12ヶ月の経過期間を置き、蠟は有機蠟と取り替えること。全ての獣医的処置は記録し、保持すること。

f) 雄の幼虫を殺すことは、ミツバチヘギタダニの寄生が認められた場合にのみ認める。

10 抽出、処理、保存

10.1 生きたままの幼虫がいる巣からのハチミツの抽出は認めない。

10.2 養蜂場で作業する際には、長靴や作業着などを別表1の消毒により衛生的に管理し、ハチミツや養蜂産物の有機性が維持されること。

10.3 ハチミツに直接接触する面は、有機養蜂産物食品を汚染させない材料を使用するか、もしくは蜜蠟でコーティングしなければならない。巣板を剥がす作業は、熱や蜜刀を利用した物理的方法により行うこと。

10.4 ハチミツの採蜜に使用する機械器具類の清掃・洗浄は、温湯で実施すること。また、非有機と機械器具類を併用して使用する場合は、事前に清掃・洗浄などを十分にを行い使用すること。

10.5 ハチミツの抽出加熱温度は、35℃以下とし、脱結晶温度は、47℃以下とする。この温度を超えて加熱されたハチミツは、非有機とする。

10.6 ハチミツは、気密性容器に収めなければならない。ガラスなど再使用が可能なものを原則とする。プラスチック容器を使用する場合は、内分泌攪乱物質を溶出ししないものを選択すること。

10.7 施設の清掃、衛生および病虫害管理は、「9 疾病と害虫の制御」および「12 加エプロセス」の要件に従う。

11 詰替

11.1 日本農林規格による格付の制度と、同等の水準にあると認められる格付の制度を有している同など国の認証機関から、認証を受けた有機ハチミツを小分けし出荷する場合には、「12 加エプロセス」に適合すること。

11.2 有機ハチミツの小分けを行う場合は、製造販売の届け出、許可(必要な場合)などを行う。

12 加エプロセス

12.1 有機ハチミツの製品の水分率は、国際的に定められた成分規格(Codex) 20%以下であること。

12.2 精製濃縮などの作業を行う場合は、湯煎による分離・濃縮、遠心分離器の使用、フィルターろ過などの物理的手法によること。残留物を除去するための篩の使用は認める。プロポリスの精製時に、有機溶剤を使用することは認めない。

- 12.3 有機ハチミツの加工に使用する、作業テーブル、コンテナやコンベアなどの機械器具類は、衛生的で食品加工に認められたものであること。
- a) 作業者の手洗いに使用する消毒剤は、別表1に記載のものは認める。
 - b) 食品用洗剤や消毒剤、殺菌剤は、別表1に記載のものは認める。
- 12.4 12.3で効果が不十分な場合には、有機生産物の接触面に、その他の洗浄剤、消毒剤および殺菌剤の使用を認めるが、以下a)～c)を順守すること。
- a) 有機原材料、有機製品への混入を防止する。
 - b) その他洗浄剤、消毒剤および殺菌剤の有効性を確認する。
 - c) 有機加工または小分け物の接触面から、使用した、その他洗浄剤、消毒剤および殺菌剤の残留を完全に除去する。
- 12.5 有害動植物の防除は、物理的または生物の機能を利用した方法で行う。
- a) ただし、物理的または生物の機能を利用した方法のみによって効果が不十分な場合には、「有機加工食品の日本農林規格」の別表2の薬剤に限り使用できる。この場合においては、有機加工または小分け物への混入を防止すること。
 - b) 12.5 a)の方法で効果が不十分な場合には、有機養蜂産物食品の製造、または保管していない期間に限り、その他の薬剤の使用を認める。この場合においては、有機養蜂産物食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。
- 12.6 有害動植物の防除、食品の保存または衛生の目的で放射線照射を行わない。
- 12.7 加工は、物理的または生物の機能を利用した方法によること。遺伝子組み換え技術を利用した方法は認めない。
- 12.8 「有機加工食品の日本農林規格」の別表1の添加物(加工助剤を除く)、その他の食品(食塩および水を除く)を使用する場合、製品の重量に占める使用割合は5%以下とする。沈殿物の堆積、固形化などの防止として、乳化剤の使用は認めない。
- 12.9 抽出した有機ハチミツの混合は、充填および最終包装の直前で行い、5%以下であっても非有機ハチミツとの混合は認めない。
- 12.10 加工または小分けの工程において、有機と非有機を併用している場合は次の事項に従う。
- a) 有機原材料は識別し、管理する。
 - b) 有機製品の加工または小分けは、非有機製品と同時に行わない。
 - c) 有機製品の加工または小分けは、作業開始から完成まで連続的に行う。
 - d) 加工または小分けされた製品は食品表示法やその他関連する法令を順守する。
- 12.11 充填後の有機ハチミツの製品サンプルを採取し保管すること。必要な場合は、残留物などに関わる試験を行う。

13 保管

- 13.1 有機養蜂産物は、以下のような方法で保管する。
- a) 蜜蝋は、乾燥状態で保管する。
 - b) プロポリスおよびローヤルゼリーは、凍結状態で保管する。
 - c) 保管中の沈殿物の堆積、固形化などの防止策として、乳化剤の使用は認めない。
 - d) 保管用の容器は、食品の保管に適したものを選択する。

別表1 消毒(蜂具を介した感染防止消毒法)

項目	内容
水洗+火炎消毒	巣箱を水洗した後、十分に乾燥後、引き続き、火炎消毒を行うことが推奨される。火炎の最高温度が1000℃を超えるものがあり、消毒効果が高い。

電解次亜塩素酸水	アメリカ腐蝕病菌（芽胞を含む）およびヨーロッパ腐蝕病菌、さらにチョーク病の原因であるハチノスカビにも強い殺菌効果がある。
次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムは、細菌の細胞膜や細胞質中の有機物を酸化分解することで、芽胞を除く細菌、真菌、ウイルスに広く殺菌効果がある。（作用性から耐性菌はできないとされる）
各種消毒剤（グルタルアルデヒドなど）	
エタノール（エチルアルコール）	
ヨードホルム	
オキシドール	

作業者と消毒

項目	内容
消毒のための噴霧器設置 エタノール（エチルアルコール）	作業着や長靴、手袋、面布などの装身具は、病原菌などの感染経路となる。従って自分の蜂場用と他者の蜂場用を分け、他の養蜂家の支援に回る際には、洗濯の終わった作業着などに着替え、消毒を施した蜂具一式を携行して向かう

別表2 巣板の保管管理（幼虫）

項目	内容
炭酸ガス殺虫処理	ガスの残留や毒性および環境影響の問題が無く、商品となる巣蜜の防虫・殺虫処理にも利用できる方法である。また、巣板の再利用の際、ミツバチに対しても無害。
高温および低温曝露	スミシの被害防止には、スミシの生育温度を外れた温度下に巣板をおき、保管処理することで殺虫効果がある（華氏115（46℃）以上の温度に80分晒すと各ステージのスミシは100%除去できる。また低温では、華氏20（-6.7℃）以下なら、270分で100%除去が期待できる。華氏0（-17.9℃）では120分で死滅）。
エタノール（エチルアルコール）	巣板を長期的にスミシの食害を防ぎながら保管できる。エタノールは糸状菌には殺菌効果が低いとされるが、巣板にカビが生えるのを一定期間防ぐ。
BT剤（B401など）	微生物Bacillus thuringiensis（BT）は、結晶タンパク質を生産し、そのタンパク質を食した昆虫幼虫の腸内で毒素に変わり、殺虫剤として効果を持つ。散布後はよく乾燥してカビが生えないようにする必要がある

別表3 養蜂場の消毒

項目	内容
消石灰	腐蝕病などの発生歴がある蜂場や、チョーク病が多発するような蜂場では、土壌消毒を行うこと。

別表4 動物用医薬品

項目	内容
----	----

アピテン	法定伝染病：腐蝕病（細菌）、発症予防措置（投与開始から1週間後に必ず回収）、採蜜などをする場合には、2週間以上の休業期間をとる。
アピタン（フルバリネート）	届出伝染病：バロア症（ダニ）。食用生産物を採取している期間は使用できない。
アピパール （アピタンの効果が弱くなってきたら）	届出伝染病：バロア症（ダニ）。食用生産物を採取している期間は使用できない。

別表5 ダニ

項 目	内 容
粉砂糖（シュガー・パウダー）	防除：一般的な砂糖より粒子の細かい粉砂糖を、成虫の働き蜂に振り掛けてダニを落とす方法。

別表6 捕食性天敵

項 目	内 容
オオスズメバチ	巣箱の上に粘着シートを設置
ハチノスツヅリガ	巣板を冷凍処理

制定日	令和2年10月26日
改定日	令和6年5月15日

第2章 規格認証基準文書

1 規格文書について

当該規格文書は、有機食品を製造する組織が、製品、プロセス、システム、従業員などの規格要求事項を満たすために構築・運営・改善する目的で使用する。

また、組織のシステムを認証機関が評価するために使用する。

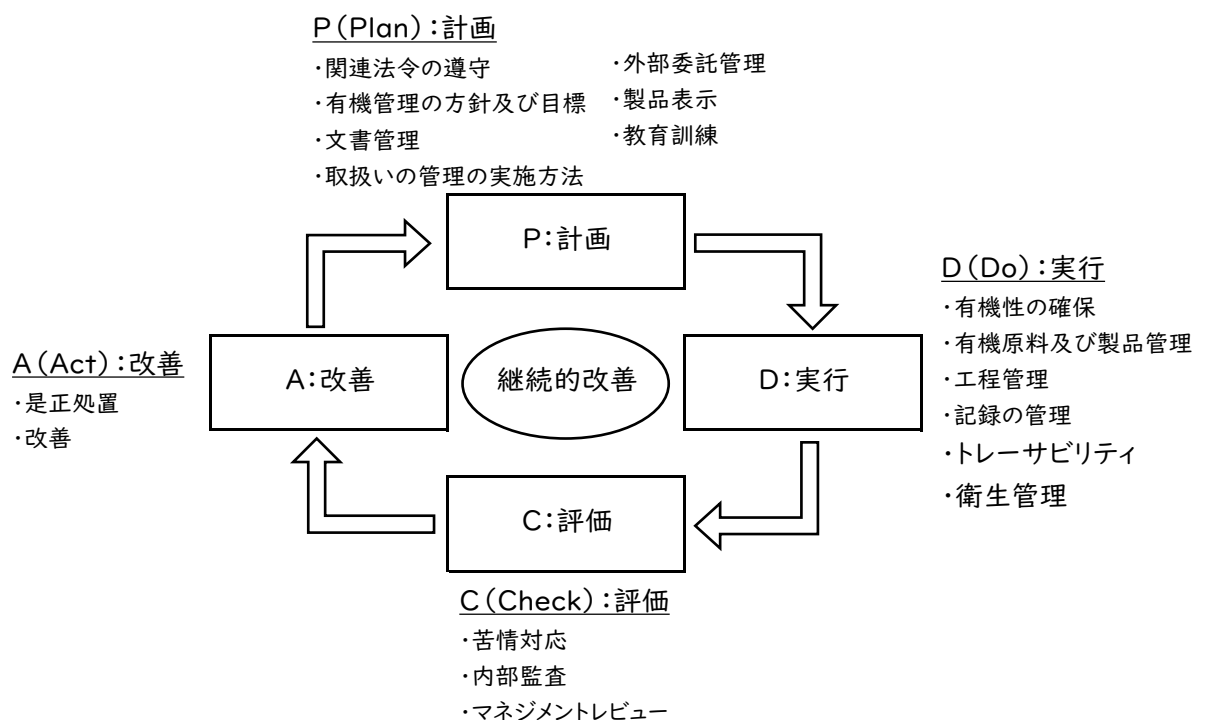
1.1 適用範囲

- ・ 有機養蜂及び産物加工における養蜂及び産物加工の管理方法について規定する。
- ・ 有機水産養殖及び加工における養殖及び加工の管理方法について規定する。

1.2 本規格文書の構造

本規格文書は、有機性の確保 (JAS)、一般衛生管理 (PP) の2つの要素で構成される。

本規格文書は、次図に示すプロセスアプローチ「PDCA (計画・実行・評価・改善) サイクル」のコンセプトを採用している。



2 管理要求事項

2.1 P: 計画

- ・ 関連法令の遵守
事業活動に適用される法令を把握し、遵守する仕組みを構築しなければならない。
- ・ 文書管理
文書は、必要なときに、必要なところで、入手可能かつ利用に適した状態でなければならない。
- ・ 生産行程の管理の実施方法
規格要求事項に関する経験・能力を有する者を生産行程管理担当者として、1人以上置かなければならない。生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあっては、担当者の中から1人、生産行程管理責任者として選任しなければならない。
- ・ 外部委託管理

生産行程業務において外注管理を行う場合、生産行程管理責任者に、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案および推進を行わせること。

- ・ 製品適合表示
適合マークの使用は、附属書B「適合の表示に関する事項」に従い運用しなければならない。食品表示については取扱う物資の法令が示す表示基準に従うこと。
- ・ 従業員に対する管理及び教育訓練
組織はシステム運用を通じて規格への適合を確実なものにするために、規格要求事項の理解及び一般衛生管理などの教育訓練を実施しなければならない。

2.2 D:実行

- ・ 有機性の確保
化学物質やその他の食品の混入による汚染の防止を行うこと。
- ・ 有機原料及び製品管理
有機原料及び有機製品は、化学物質や非有機の物資とのコンタミなどにより汚染されないように管理しなければならない。その他、製品規格に法令で定められた、あるいは業界または自社基準のある物資はその基準を遵守しなければならない。
- ・ 記録管理
生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類は、出荷後、少なくとも1年間又は賞味期限の期間保存すること。
- ・ トレーサビリティ
製品の流通経路が原料の受入れ、生産、最終消費の段階まで追跡が可能でなければならない。
- ・ 衛生管理
HACCP(7原則12手順+一般衛生管理)で管理することを推奨する。

2.3 C:評価

- ・ 苦情対応
苦情を分析し、有機性を脅かす影響を評価し、必要に応じて是正措置を実施する。
- ・ 内部監査
法令や規格の要求事項が適切に守られているか、業務がルールに従って実行されたかを判断するための証拠書類やデータを収集して、監査の対象となる項目の有効性を合理的に検証しなければならない。
- ・ マネジメントレビュー
法令や規格の要求事項が適切に守られているか、業務がルールに従って実行されたかを判断する経営者(経営層)による見直し。マネジメントシステムの運用状況が、組織の方針に沿っているか、

2.4 A:改善

- ・ 是正処置
不適合の原因を除去し、再発を防止するための処置を講じなければならない。
- ・ 改善
有機製品・サービス・仕事などの質の水準をさらに望ましい状態にするために継続的改善に取り組まなければならない。

附属書A 用語の定義

文書	情報およびそれを保持する媒体
記録	実施した活動の証拠文書
有機原材料	有機認証を受けた原料又は規格で認めた原料
有機製品	有機規格の要求事項に従い加工又は製造された製品
不適合	要求事項を満たしていないこと
内部監査	要求事項に則っているかどうかの証拠を収集し、その証拠に基づき監査対象の有効性を合理的に検証する。
マネジメントレビュー	経営者が規格が決められた通りに実施されていることを確認し、必要に応じて改善の指示を出すこと
是正処置	不適合の原因を除去し、再発を防止するための処置
改善	製品・サービス・仕事などの質の水準をさらに望ましい状態に向上させるための措置

附属書B 適合の表示に関する事項


1 適合マークの使用

認証事業者は認証規格の適合マーク（以下、「マーク」という。）を使用することができる。マークの下部に認証機関が発行した登録番号を記載する。

2 マーク使用の範囲

定める「ロゴマークデザイン」に従い、認証業者は当該登録規格に関する説明書、宣伝用資料、封筒、名刺などの印刷物、ウェブサイト及び製品等にマークを使用する。

「ロゴマークデザイン」：縦横比、文字サイズ等を以下に定める。



- ・ A:縦幅とB:横幅の縦横比は1:1とする。
- ・ ロゴマークのB:横幅は最低10mmとする。
- ・ 「Organic」、「認証機関名（又は略称）」、「登録番号」は、ロゴマークとバランスの取れた大きさとする。

認証機関名
登録番号

3 マークの使用者の義務

- 1) 使用者は、関係法規、本規程及び「ロゴマークデザイン」を遵守するとともに、認証の趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとする。また、マークの信用またはイメージを損なう恐れのある一切の行為を行わない義務を負う。
- 2) 使用者は、第三者がマークの著作権やその他権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに認証機関に通知する義務を負うものとする。
- 3) マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については対応を認証機関と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む）は、使用者が負担する。
- 4) 使用者が、マークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、認証機関、その他の第三者は一切の損害、損失または責任を負わないものとする。

5) 使用者は、認証機関に対し、使用を開始前において、別紙「適合マークの使用デザイン報告書」に基づき、デザインなどの報告を行い、年次審査において、ロゴマークの使用実態を報告するものとする。

4 禁止事項

以下のような使用は禁止する。

- 1) マーク単独での使用
- 2) 本規程及びロゴマークデザインに反する使用
- 3) 法令や公序良俗に反すると認められるような使用